

平成16年3月31日  
中国電力株式会社

## 退職金・年金に係る新制度の導入について

当社は、このたび、新しい退職金・年金制度を導入することとしました。

この新制度の導入は、社員の能力・成果をより適確に反映するとともに、退職金・年金制度が企業会計に与える影響を緩和し、制度を長期的かつ安定的に維持・運営するために実施するものです。

### 1. 新制度の内容

退職給付額の算定方式を、現行の「最終給与比例方式」から「ポイント制」に見直したうえで、現行の「適格年金」を「混合型年金」に移行し、現行の「退職一時金」の一部に「確定拠出年金と退職金前払い制の選択制」部分を導入します。

#### (1) 退職給付額算定方式のポイント制への見直し

現行の最終給与比例方式(退職時基本給×支給率)から、能力・成果を直接反映するポイント制(ポイント累計×ポイント単価)へと見直します。

#### (2) 適格年金から混合型年金への移行(退職給付制度全体の60%程度)

現行の適格年金を、市場金利の変動に柔軟に対応することができる変動金利型の年金制度である混合型年金に移行します。給付利率については、現行の固定利率(4.0%)から、20年国債の5年平均利回りに基づき利率を変動させることとしています。

#### (3) 確定拠出年金・退職金前払い制の導入[いずれかを選択]

(退職給付制度全体の10%程度とする。残りの30%程度は退職一時金。)

現行の退職一時金の一部に、新たに確定拠出年金と退職金前払い制

の選択制を導入します。

なお、退職金前払い制を選択した場合に限り、退職一時金部分、更に混合型年金部分も含めた退職給付全部も前払いとして選択することを可能としました。

## 2. 実施期日

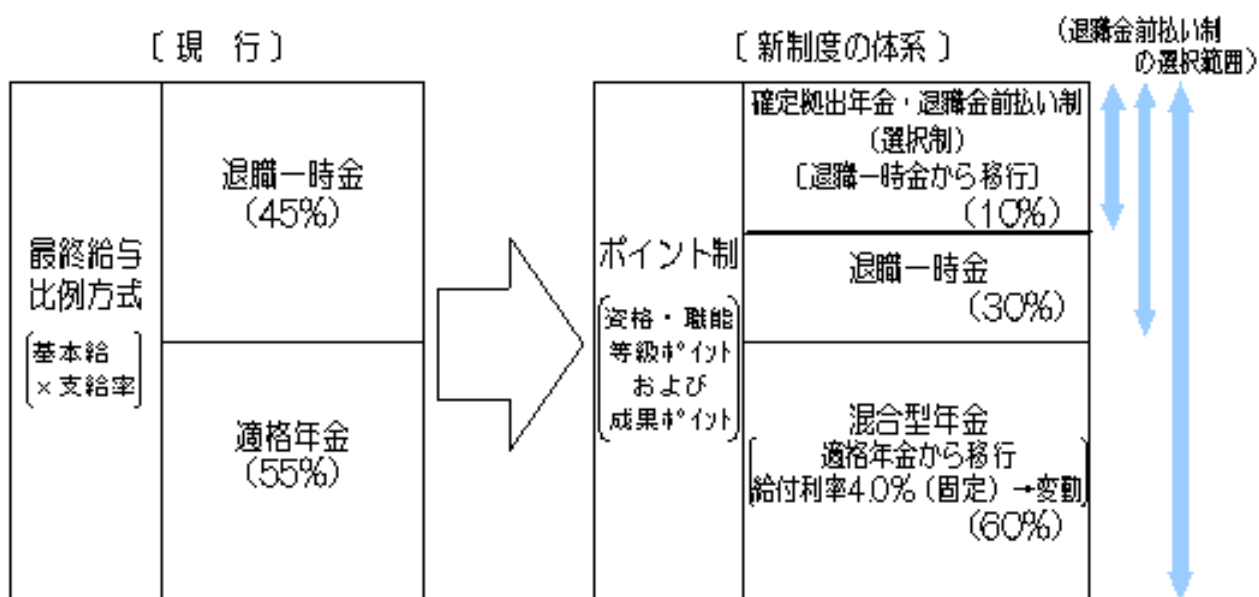
平成16年4月1日

以上

[参考資料](#)

《参考1》

制度見直しの概要図



《参考2》

年金制度の給付利率の取扱い

区分	現行	新制度	
		混合型年金	確定拠出年金
年金制度	適格年金 (S59.12導入)	混合型年金	確定拠出年金
給付利率 (受給期間中)	4.0%(固定)  (平成12年4月に 従来の5.5%から 4.0%に引下げ)	3年ごとに変動  20年国債5年平均利回 りに基づく利率を適用 する。  なお、在職期間中に年 金原資を積立てる際に 適用する利率は、毎年 変動させる。	変動  在職中、受給期間 中ともに、個人の 運用結果により変動 する。